

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本法はSoyuzPravoInform／CIS諸国の法令(https://base.spinform.ru/show_doc.fwx?rgn=47204)よりダウンロードした露文資料に基づく。

対外経済関係における為替規制および為替管理に関する トルクメニスタン法

(以下のトルクメニスタン法による改定版：2013年8月29日付、2014年3月1日付、
2015年3月27日付第211-V号、2017年11月4日付第636-V号、2018年6月9日付、2020年3月14日付)

本法律は、対外経済関係における為替規制および為替管理の法的基礎および原則を定め、トルクメニスタンにおける一元的な国家為替政策の実施、国内通貨の安定性およびトルクメニスタン外国為替市場の安定の確保を目的とし、各為替規制機関の権限、居住者および非居住者、為替管理機関・代理機関の権利と義務を規定する。

第I編 総則

第1条 本法律で用いられる基本的な概念

本法律では次の基本的な概念が用いられる。

- 1) 通貨
 - a) 紙幣、補助紙幣および硬貨の形をした表象貨幣であって、法定支払手段として国家（一群の国家）において採用され、流通しているもの（流通から回収されたかまたは回収されることになっているが流通しているものに交換できる表象貨幣を含む）
 - b) 国家（一群の国家）が受け入れた通貨単位ならびに国際通貨単位または国際決済単位建てで銀行口座（預金）にある資金
- 2) 国内通貨-決済や支払のときに使用するためにトルクメニスタン中央銀行によって発行された、トルクメニスタンの通貨
- 3) 外国通貨-外国国家の通貨ならびに国際通貨単位または国際決済単位
- 4) 為替レート-別の国家（一群の国家）の通貨単位で表わされたある国家（一群の国家）の通貨単位の価格であって、以下を含む。
 - a)トルクメニスタン中央銀行によって定められる公定為替レート
 - b)需給に基づいて外国為替市場参加者によって定められる市場為替レート
- 5) 準備通貨-トルクメニスタンが貿易活動で用いる、基本的な種類の（国際取引で無制限に交換される）交換可能通貨（ハードカレンシー）

6) 為替資産

a) 居住者と非居住者の間ならびに非居住者の間で取引が行われる場合に使用される、国内通貨、有価証券および額面が国内通貨で表わされた支払書類

b) 外国通貨

c) 外国通貨建ての有価証券（株、債権など）ならびに支払書類（小切手、手形、信用状など）

7) 為替取引口座-（自然人-法人の形をとらない事業主を含む）自然人または法人（支部、代表部）向けに開設され、為替資産を計算・保管して為替取引を行うことを目的として公認金融機関に置かれる口座（預金）

8) 為替取引

a) 為替資産に対する所有権その他の権利の移転にかかわる取引ならびに為替資産を支払手段として使用すること

b) トルクメニスタン関税領域への為替資産の持込みおよびトルクメニスタン関税領域からの為替資産の持出し

c) トルクメニスタンの領土の域外に開設された口座（預金）からトルクメニスタン領土に開設された同一人の口座（預金）への、およびトルクメニスタン領土に開設された口座（預金）いからトルクメニスタンの領土の域外に開設された同一人の口座（預金）への送金

9) 居住者

a) トルクメニスタン領土に常に居住しているか一時的にトルクメニスタン領土外に居る

（自然人-法人の形をとらない事業主を含む）自然人-トルクメニスタン市民。ただし、外国国家の法令に従って交付された、その国家に居住する権利書を所有するトルクメニスタン市民を除く。

b) トルクメニスタンの法令に従って交付されたトルクメニスタン領土に居住する権利書を所有する（自然人-法人の形をとらない事業主を含む）自然人-外国市民および無国籍の者

c) トルクメニスタンの法令に従って設立された法人（支部、代表部）であって、トルクメニスタン領土およびその領土外にあるもの

d) トルクメニスタンの外交代表部、領事館およびそのほかのトルクメニスタンの公式代表部であってトルクメニスタン域外にあるもの、ならびに国家間組織、政府間組織、国際組織に置かれたトルクメニスタン常駐代表部

10) 非居住者

a) 本条第9項副項目「a」および「b」に照らして居住者ではない自然人

b) 外国国家の法令に従って設立され、トルクメニスタン域外にある法人

c) 法人ではなく、外国国家の法令に従って設立され、トルクメニスタン域外にある組織

d) 本項副項目「b」および「c」に掲げられた非居住者の支部、代表部およびその他の単独で存在する内部単位であって、トルクメニスタン領土にあるもの

e) 外国国家の外交代表部、領事館であって、トルクメニスタンで信任状を授与されたもの、ならびに国家間組織、政府間組織、国際組織に置かれた外国国家の常駐代表部

f) 外国国家、その行政区画単位

- g) トルクメニスタンにおける国家間組織、政府間組織、国際組織、それらの支部および常駐代表部
- h) 本条第9項に掲げられていないその他の者
- 11) 公認ノンバンク金融機関-トルクメニスタンの法令に従ってトルクメニスタン中央銀行が交付したライセンスに基づいて為替資産を取り扱ういくつかの種類の銀行業務を行う権利を有するノンバンク金融機関
- 12) 公認金融機関
 - a)トルクメニスタンの法令に従って設立され、トルクメニスタン中央銀行が交付したライセンスに基づいて為替資産を取り扱うあらゆるまたはいくつかの種類の銀行業務を行う権利を有する銀行およびノンバンク金融機関-居住者
 - b)トルクメニスタン中央銀行が交付したライセンスに従ってトルクメニスタン領土で登録され、活動している、銀行その他のファイナンス機関-非居住者の支部であって、外国国家の法令に従って設立され、為替資産を取り扱うあらゆるまたはいくつかの種類の銀行業務を行う権利を有するもの
- 13) 外国金融機関
 - a)トルクメニスタン域外に設立され、登録先国家の法令に従って銀行業務を行う権利を有する銀行ならびにその他のファイナンス機関
 - b)トルクメニスタンの公認金融機関の支部、代表部であって、外国国家の法令に従ってトルクメニスタン域外で登録され、活動し、あらゆるまたはいくつかの種類の銀行業務を行う権利を有するもの
- 14) 公認銀行-トルクメニスタン中央銀行が交付したライセンスに基づいて、為替資産を取り扱う銀行業務および取引を行う権利を有する銀行
- 15) 外国為替取引所-トルクメニスタンの法令に従って設立された法人またはその単独で存在する内部単位であって、その主な活動の種類がトルクメニスタンの法令によって定められる手続きと条件で外国通貨の取引所オークションを組織することであるもの
- 16) 外貨両替取引-ある通貨の別の通貨への両替、すなわち、ある外国通貨の国内通貨（変換）および別の外国通貨（転換）での売買であって、その際の両替比率は相場または為替レートによって定められる。
- 17) 外貨両替所-外国通貨現金を取り扱う両替取引を行うための専用設備を備えた場所
- 18) 公認ブローカー-自己に交付されたライセンスに従って自己の名において顧客の依頼と負担で通貨売買商取引に参加する金融機関
- 19) 公認ディーラー-自己に交付されたライセンスに従って自己の名において自己の負担で通貨売買商取引に参加する金融機関
- 20) 外国為替持高-外国通貨建ての債権（買い取った通貨および（または）収入として得た通貨の合計）と債務（売り渡した通貨および（または）支出した通貨の合計）の関係であって、簿外取引のそれを含む。具体的なある通貨について債権と債務が同額のときはスクウェアとみなされ、一致しないときはポジションをとっているとみなされる。そのうち、a)外貨売り持ち-通貨を売り渡したためおよび（または）支出したために負債と債務がこの通貨建ての資産と債権を上回ること（当該通貨に關す

る不足の発生)

b)通貨買い持ち-通貨を買い取ったためおよび(または)収入として得たために資産と債権が負債と債務を上回ること(通貨流入が通貨流出を上回ること、通貨の買取額および(または)売上額が売渡額および(または)支出額を上回ること)

21) 外国為替高限度-銀行営業日終了時点における公認ディーラーの売り持ち限度と買い持ち限度の基準額

22) 貿易信用-商品(役務、サービス)の納入者(売り手)と受取人(買い手)の間で直接行われる、輸出支払猶予、輸入前払い(前金)またはバーター協定に基づく相互納入の場合の輸出の輸入に対する先行(超過)

23) 直接投資

a)設立済みのまたは新たに設立される法人の定款資本における、投資家による10パーセント以上の株式(持ち分、出資金)の保有、取得

b)設立される法人支部の固定資本への投資

24) トルクメニスタンの外貨準備

a)純金の延べ棒、紙幣または硬貨の形をした外国通貨ならびにトルクメニスタン域外の銀行口座(預金)における外国通貨残存額

b) 国際通貨基金からその準備金の一部を取得する権利、国際通貨基金特別引出権(SDR)

c) 外国国家もしくは外国国家の中央銀行または国際金融機関によって発行または保証された金銭債務証券であって、外国通貨で弁済されるもの

d) トルクメニスタン中央銀行理事会がトルクメニスタン内閣と協議して決めるその他の資産

25) 自由に使用できる通貨の限度-トルクメニスタン中央銀行が定める準備通貨(または内国通貨もしくは外国通貨建ての等価物)での大きさであって、その範囲で本法律が定めるところの居住者と非居住者による一回の為替取引が制限措置の適用なしに行われるもの

26) 銀行営業日-顧客を受け入れてサービスを提供し、銀行業務を遂行するために銀行において割かれた期間

27) 為替規制-為替資産の保有、使用および運用規則を含む為替資産流通手続きの制定にかかわる為替規制機関の活動

28) 為替管理-為替規制および為替管理の分野におけるトルクメニスタンの法令(以後、トルクメニスタン外国為替法令)の要件を居住者および非居住者に確実に順守させることを目的とする、為替管理機関・代理機関の活動

29) 為替取引契約-取決め、協定、契約、会社設立契約およびこれらの変更と補足、ならびにその他の文書であって、それらに基づいておよび(あるいは)それらを遂行するために口座(預金)が開設され、為替取引が行われるもの

30) 輸出-居住者が非居住者に商品(役務、サービス)を売却した際に、商品(役務、サービス)、知的財産ならびに知的財産に対する排他的権利を再持ち込み義務なしに関税領域から国外に持ち出す

こと。輸出の事実、商品がトルクメニスタンの関税領域境界を横切った時点、サービスおよび知的財産権が提供された時点で、確定される。

31) 輸入-非居住者が居住者に商品（役務、サービス）を売却した際に、商品（役務、サービス）、知的財産ならびに知的財産に対する排他的権利を再持ち出し義務なしに国外から関税領域に持ち込むこと。輸入の事実、商品がトルクメニスタンの関税領域境界を横切った時点、サービスおよび知的財産権が提供された時点で、確定される。

第2条 トルクメニスタンの外国為替法令

1. トルクメニスタンの外国為替法令は、トルクメニスタン憲法に基礎を置き、本法律ならびに為替規制および為替管理問題を調整するその他の規範的法令から成り立っている。
2. もしトルクメニスタンが締結した条約によって本法律に含まれる規則と異なる規則が定められている場合には、条約の規則が適用される。

第3条 本法律の効力が及ぶ範囲

1. 本法律の効力は、トルクメニスタンの領土内で為替取引を行う居住者および非居住者、ならびにトルクメニスタン領土外で為替取引を行う居住者に及ぶ。
2. 本法律の条項は、トルクメニスタンの税法、「炭化水素資源に関する」トルクメニスタン法およびその他のトルクメニスタンの規範的法令で規定された、為替取引を行う際の特殊性を考慮に入れて適用される。
3. 本法律は、本法律が具体的に規定する場合を除いて、本法律が発効した後に発生した関係に対して適用される。

第4条 為替規制および為替管理の分野における国家政策の原則

為替規制および為替管理の分野における国家政策の原則は次の通りである。

- 1) 為替規制分野において国家政策を実施するに当たっての市場メカニズムの利用
- 2) 為替取引を行う際の居住者および非居住者の権利と経済的利益の擁護
- 3) 為替規制・為替管理体制の一貫性
- 4) 居住者および非居住者の為替取引に対する為替管理機関の根拠のない干渉の禁止

第II編 為替規制

第1章 為替規制機関、為替規制の基本的な方法と手法

第5条 為替規制機関

1. トルクメニスタン内閣およびトルクメニスタン中央銀行がトルクメニスタンにおける為替規制機関である。

2. トルクメニスタン内閣

- 1) 為替規制分野における国家政策を決定する。
- 2) 為替規制分野におけるトルクメニスタンの規範的法令を公布する。
- 3) 為替規制分野におけるその他の機能を果たす。

3. トルクメニスタン中央銀行

- a) 為替資産を取り扱う銀行業務および銀行取引を行う権限を与えられた公認金融機関に対する銀行業ライセンスの交付
- b) 居住者および非居住者による為替取引の遂行をはじめとして、トルクメニスタン領土における為替資産流通手続きを決定する。
- c) 居住者および非居住者が履行する義務のある為替規制分野におけるトルクメニスタンの規範的法令を自己の権限の範囲内で制定する。
- d) 内国通貨に対する外国通貨の公式レートを定める。
- e) 居住者および非居住者が履行する義務のある為替取引帳簿記載および報告の書式、それらの提出の手続きおよび期限を定める。
- f) トルクメニスタンの国際収支統計を作成する目的で、居住者および非居住者が行う為替取引に関するデータの提出手続きを定める。
- g) 為替規制分野におけるその他の機能を果たす。

4. もし為替規制機関がトルクメニスタンの外国為替法令に従って為替取引遂行手続きおよび口座（預金）利用手続きを定めていない場合には、居住者および非居住者は、無制限に為替取引を行い、口座（預金）を開設し、口座（預金）を使って取引を行う権利を有する。

5. トルクメニスタン内閣およびトルクメニスタン中央銀行は、本法律で規制されるあらゆる種類の為替取引を無制限に行うことができる。

第6条 為替規制の基本的な方法と手法

1. 為替規制の基本的な方法は次の通りである。

- 1) 為替資産取り扱い銀行業務ライセンスの交付
- 2) 為替取引、口座（預金）の登録
- 3) 為替取引、口座（預金）に関する通知

場合によっては、為替取引の登録および（または）為替取引の実施・通知は取引パスポート（取引証明書）で代えることができる。

2. 一つの種類の為替取引に複数の異なる為替規制方法を用いてはならない。

3. トルクメニスタン領土における現金での小売りおよびサービスの提供は、トルクメニスタンの外国為替法令、「炭化水素資源に関する」トルクメニスタン法、大統領令によって規定されている場合を除き、居住者および非居住者によって内国通貨によってのみ行われる。

（第6条には2014年3月1日付トルクメニスタン法にしたがって変更が加えられた）

4. 居住者および非居住者は、免税品店通関条件で、ならびに国際輸送を行っている海上、内水、航空、鉄道および自動車輸送機関上で外国通貨現金と交換に小売りおよびサービスの提供を行うのに為替規制機関の許可書の取得を求められることはない。
5. トルクメニスタンの法令に特段の定めがない限り、為替規制機関が個別の為替取引の実施について居住者および非居住者に許可書の取得を求めることは許されない。
6. 為替規制の基本的な手法は次の通りである。
 - 1) 居住者による内国および外国通貨の本国送還
 - 2) 居住者による外貨売上金の一部の強制売却
 - 3) 居住者によるトルクメニスタン外貨準備への繰り入れ（控除）

第7条 為替資産を取り扱う銀行業務および銀行取引の実施にかかわる銀行業ライセンスの交付

為替資産を取り扱う銀行業務および銀行取引を行う権限を与えられた公認金融機関に対する銀行業ライセンスの交付は、トルクメニスタンの法令によって定められた手続きに従ってトルクメニスタン中央銀行によって行われる。

第8条 為替取引、外国金融機関における口座の登録

1. 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える、居住者と非居住者の間での資本取引にかかわる為替取引（capital currency operations）、ならびに居住者による外国金融機関における口座の開設は、トルクメニスタンの外国為替法令によって定められた手続きで登録しなければならない。登録とは、為替取引契約を登録し、これに引き続いて実施された為替取引および為替取引契約の変更についての情報を提供することである。
2. 以下については登録しなければならない。
 - 1) 貿易信用の供与、直接投資の実施、貸付、借款および銀行融資の供与、信託を目的とした現金資産の口座（預金）への誘致と運用、居住者と非居住者の間での資本取引にかかわる為替取引
 - 2) 法人-居住者（その支部、代表部）による外国金融機関における口座の開設
3. 居住者と非居住者の間での資本取引にかかわる為替取引を登録するために居住者は自己の為替取引口座を管理する公認金融機関に以下のものを提出する。
 - 1) 為替取引契約額に関する情報を含む為替取引登録申請書
 - 2) 自然人の場合、身元を証明するパスポートまたはその他の身分証明書の写し
 - 3) 自然人-法人の形をとらない事業主の場合、登録証明書およびしかるべき免許証の写し
 - 4) 法人の場合、国家統一法人登記簿謄本の写し
 - 5) 国有形態の法人（支部、代表部）の場合、資本取引にかかわる為替取引の実施に対するトルクメニスタン内閣決定の写し
 - 6) 非国有形態の法人（その支部、代表部）の場合、法人所有者の資本取引にかかわる為替取引実施決定議事録の写し

- 7) 為替取引契約の写し
 - 8) 為替取引契約にかかわる債務の発生、弁済および消滅を確認できる文書の写し
4. 本条第2項「2)」に従って外国金融機関に開設される口座を登録する場合、法人-居住者は自己の為替取引口座を管理する公認金融機関に以下のものを提出する。
- 1) 口座開設先国の名称および口座が開設される外国金融機関の正式名称に関する情報を含む登録申請書
 - 2) 国家統一法人登記簿謄本の写し
 - 3) 法人国家登記証明書の写し
 - 4) 国有形態の法人（支部、代表部）の場合、外国金融機関における口座開設に関するトルクメニスタン内閣決定の写し
 - 5) 非国有形態の法人（その支部、代表部）の場合、会社設立契約書、外国金融機関における口座開設に関するこの法人の所有者の決定議事録を含む設立者総会議事録の写し
 - 6) 法人-居住者（その支部、代表部）定款（規程）の写し
5. 公認金融機関は、本条第3項および第4項に掲げられた書類の原本ならびにその他の文書の提出を居住者に求め、これらの書類を居住者が為替取引契約の条件を充足する可能性を証明する写しと照合する権利を有する。これらの書類の写しは、居住者自身の署名と（もしあれば）押印によって真正であることが証明されなければならない。
6. 為替取引および口座登録申請書は、それが受領された日から10銀行営業日以内に公認金融機関によって審査される。
- 上記の期間が満了した後、公認金融機関は登録を行うか（登録証を交付するか）または理由を付した登録拒否を提示する義務がある。
7. 登録拒否は次の場合にのみ許される。
- 1) 提出された書類には登録に必要な書類の一部が欠落している。
 - 2) 提出された書類がトルクメニスタンの法令の要件に適合しない。
 - 3) 提出された書類に不確かな情報が含まれていることが明らかになった。
 - 4) 為替取引契約を締結しようとしている非居住者に、資本取引にかかわる為替取引に基づく、所定の期間に弁済されなかった債務が居住者に対してあり、その為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える；
 - 5) 居住者が登録を申請したその日の時点で、外国金融機関における口座が開設済みであった。
 - 6) トルクメニスタンの法令に従って、居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引実施の禁止（制限）または居住者による外国金融機関における口座開設の禁止（制限）が施行された。
- 外国金融機関に口座を開設して為替取引を行う経済的妥当性がないという理由による拒否をはじめとして、ほかの理由による登録拒否は許されない。
8. 登録拒否に対しては裁判で異議を申し立てることができる。
9. 外国金融機関における口座を閉鎖する際、法人-居住者は自己の為替取引口座を管理する公認金融機関に、口座が閉鎖される外国金融機関の正式名称を明示した口座の閉鎖に関する書面による通知、

および口座の閉鎖についての外国金融機関の書面による確認を提出する。

第9条 為替取引、外国金融機関における口座に関する通知

1. 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引、ならびに居住者による外国金融機関における口座の開設（閉鎖）はトルクメニスタンの外国為替法令によって定められた手続きで通知をして行う。

通知とは、為替取引契約を登録し、これに引き続いて実施された為替取引および為替取引契約の変更についての情報を提供することである。

2. 以下については通知しなければならない。

1) 10パーセントを超えない比率での定款資本への参加、ならびに海外における不動産所有権および排他的な知的財産権の取得にかかわる、居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引

2) 法人の形をとらない事業主-居住者による外国金融機関における口座の開設（閉鎖）

3. 居住者は、為替取引契約を締結して契約に基づいて為替取引を行った後、為替取引実施日から10銀行営業日以内に、自己の為替取引口座を管理する公認金融機関にこれについて通知する。

第10条 取引パスポート

1. 為替取引を確実に帳簿記載して報告するために取引パスポートが正式に作成され、これに対外経済取引に関する情報が記載される。

2. 取引パスポートの書式、取引パスポートを正式作成する上での規則と条件、ならびに、実施する際に取引パスポートの正式作成が必要となる為替取引の種類は、トルクメニスタン中央銀行がこれを定める。

第11条 居住者による内国および外国通貨の本国送還

1. 非居住者との外国貿易取引に基づいて居住者が受け取る内国および外国通貨は、トルクメニスタンの法令に特段の定めがない限り、本国に送還しなければならない、すなわち、公認金融機関における居住者の口座に繰り入れなければならない。

2. 居住者は、非居住者との外国貿易取引の条件によって規定されている期間に以下のことを確実に行わなければならない。

1) 輸出取引条件に従って居住者が受け取ることになっている内国または外国通貨を非居住者から受け取ること

2) 非居住者が義務を履行しなかった場合および（または）履行したが不完全であった場合の、輸入取引の決済を行うために居住者が非居住者に送金した内国および外国通貨の返還

3. 居住者は、次の場合、公認金融機関における自己の口座に内国および外国通貨を繰り入れない権利がある。

1) 本法律が定める手続きで外国金融機関における自己の口座に外貨売上金を繰り入れた。

- 2) 居住者と非居住者間の債務の相殺決済を行った。
- 3) トルクメニスタンの法令で規定されているその他のケース
4. 輸出および輸入取引の決済を行った際に公認金融機関における居住者の口座で受け取られなかった内国および外国通貨の金額に関しては、次の場合、本法律に従って居住者の口座に資金を繰り入れる義務は部分的または全面的に遂行されたとみなされる。
 - 1) 同種の債権との相殺による非居住者の債務の消滅
 - 2) 居住者と非居住者の間に存在していた当初の債務をほかの案件のまたは履行方法が異なる同じ両者の間の別の債務と交換したことによる非居住者の債務の消滅
 - 3) 非居住者に対する債権の他者への譲渡
 - 4) 非居住者債務不履行リスク保険契約に基づき、保険事故の発生に際して保険金支払いを受領
5. 居住者が本国送還要件を確実に充足するように、居住者と非居住者間の輸出および輸入取引にかかわる相互決済は、それぞれの為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える場合、取引パスポートを正式に作成して遂行される。

なお、輸出および輸入為替取引契約締結日時時点で為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超えない輸出および輸入取引については取引パスポートを作成しない。
6. 締結されようとしている輸出および輸入取引において居住者は非居住者による債務履行の時期を具体的に示す義務がある。
7. トルクメニスタンの法令に従って内国および外国通貨で取引を行う公認金融機関および外国為替取引所には本条の条項は適用されない。

第12条 トルクメニスタン外貨準備への繰入（控除）

1. トルクメニスタン中央銀行において十分な水準のトルクメニスタン外貨準備高を確保するために、トルクメニスタン外貨準備が形成される。
2. 国有形態の法人-居住者（その支部、代表部）は、自己が受け取った外貨の金額からトルクメニスタン外貨準備への繰り入れを行う。国有形態の法人-居住者（その支部、代表部）のリストおよびトルクメニスタン外貨準備への繰り入れ額はトルクメニスタン大統領令によって定められる。
3. 外貨売上金額は、その一部がトルクメニスタン外貨準備に繰り入れられるが、締結された取引に基づいて居住者が受け取ることになっている外国通貨の公認銀行および外国銀行における口座への入金、ならびにトルクメニスタン大統領令によって定められるその他の種類の外国通貨建ての入金を含む。
4. トルクメニスタン外貨準備への繰り入れは居住者の無条件の義務であり、この義務は、外国通貨建ての資金の入金を書面で確認した日から5銀行営業日以内に居住者が独力で履行するかまたは契約に基づいてサービスを提供する公認金融機関によって遂行される。

第13条 居住者による外貨売上金の一部の強制売却

1. 国有形態の法人-居住者は、トルクメニスタン中央銀行が通貨介入を実施できるよう、外貨売上金

のうちトルクメニスタン外貨準備へ繰り入れた後に自己の自由裁量下に残った部分をトルクメニスタン中央銀行に売却する。

2. 外貨売上金のうちの強制売却部分の大きさはトルクメニスタン大統領令によって定められる。
3. 外貨売上金の強制売却の金額は、締結された契約に基づいて居住者が受け取ることになっている外貨の公認銀行および外国銀行における口座への入金を含む。ただし、以下を除く。
 - 1) トルクメニスタン内閣、トルクメニスタン内閣によって権限を付与された行政機関、トルクメニスタン中央銀行が自己の権限を遂行するために行う業務および取引から受け取る外国通貨建ての金額
 - 2) 公認銀行がトルクメニスタンの法令に従って銀行業務およびその他の取引を行って受け取る外国通貨建ての金額
 - 3) 外国政府代理機関である組織-非居住者との貸付契約、借款契約および銀行融資契約に基づく義務を居住者が履行するために必要な金額の範囲内の居住者の外貨売上金
4. 外貨売上金の総額は、その一部が強制売却される前に、当該取引の遂行にかかわり決済が外国通貨で行われる経費およびその他の支払いに充てられる分について減額されなければならない。このような経費等には以下が含まれる。
 - 1) 貨物の輸送、発送および付保に対する支払
 - 2) 輸出関税ならびに通関徴収料の支払い
 - 3) 金融機関手数料の支払い
 - 4) 外国の旅行会社が受け取ることになっている旅行サービスの金額
 - 5) 業務にかかわるその他の経費と支払いであって、そのリストはトルクメニスタン大統領令によって決定される。
5. 外貨売上金の一部の強制売却は居住者の無条件の義務であり、この義務は、外国通貨建ての資金の入金を書面で確認した日から5銀行営業日以内に居住者が独力で履行するかまたは契約に基づいてサービスを提供する公認金融機関によって遂行される。
6. 居住者の外貨売上金の一部強制売却はトルクメニスタン中央銀行が定める売却日の公定為替レートに基づいて行われる。

第14条 非居住者の為替資産持出し権

1. トルクメニスタンの法令に従って非居住者は以下のことを無制限に行う権利を有する。
 - 1) 以前トルクメニスタン領土に持込まれた為替資産を持ち出すこと
 - 2) 口座（預金）、供託金、借款、銀行融資、有価証券およびその他の居住者との資本取引にかかわる為替取引によって得られた配当、報酬およびその他の収入を受け取って送金すること。
 - 3) 居住者との為替取引によって得られた、収入が経費を上回る部分の金額を送金すること。
2. 非居住者の現金資産の送金は、為替取引契約に従って行われる。為替取引契約がない場合または為替取引契約の中にしかるべき条項がない場合、送金は、送金が行われる日の時点で適用される外貨両替取引規則に従って市場為替レートに基づいて内国通貨または任意の外国通貨で行われる。

3. 為替取引契約に従って、非居住者の現金資産は非居住者の名義で開設された銀行口座（預金）に送金される。
4. 自然人であれ、法人であれ、為替取引契約の当事者でない第三者の銀行口座（預金）への現金資産の送金は許されない。この事項は、譲渡可能信用状の開設を見込む為替取引契約には適用されない。

第2章 為替取引

第15条 居住者同士の為替取引

1. トルクメニスタン領土における居住者同士の取引にかかわる決済と支払いは内国通貨で行われる。
2. 以下の取引を除き、トルクメニスタン領土で居住者同士が為替取引を行うことは許されない。
 - 1) 外国為替取引所における外国通貨の売買取引を含め、公認金融機関-居住者同士の取引実施にかかわるものであって、公認金融機関-居住者が顧客の依頼と負担で行う場合もあれば、自己の名において自己の負担で行う場合もある。
 - 2) 居住者と公認金融機関-居住者の間で為替資産を扱う取引であって、公認金融機関が自己に交付されたライセンスおよび（または）トルクメニスタンの法令に従って行う権利を有する銀行業務・取引とみなされる取引
 - 3) 有価証券の取得、売却および（または）償還、ならびに居住者によって外国通貨建てで発行された有価証券にかかわる報酬の支払いに関連する取引、および有価証券に対する権利をトルクメニスタンの法令に従って設立された証券保管機関で帳簿記載し、内国通貨で決済することを条件として非居住者によって発行された有価証券の取得、売却および（または）償還
 - 4) 金銭債務の履行としての外貨建ての手形の譲渡（裏書き）にかかわる取引。ただし、内国通貨建て決済を条件とする。
 - 5) 免税店における決済、ならびに国際輸送における輸送機関の運行途上での乗客向けの商品販売およびサービス提供の際の決済にかかわる取引
 - 6) 非居住者との商品（役務、サービス）引渡し契約の締結と履行に係わるサービスを受託者（エージェント、代理人）が提供する際に、受託者（エージェント、代理人）と委託者（本人、委任者）の間で行われる取引
 - 7) トルクメニスタンからまたはトルクメニスタンへの貨物輸送、貨物がトルクメニスタン領土を通過するトランジット輸送に関連して、フォワーダー、輸送業者および船主がサービスを提供する際の、国際運送契約、輸送契約および用船（チャーター）契約に基づいて、ならびにこの貨物の保険契約に基づいて行われる取引
 - 8) 治療、訓練およびその他の慈善を目的とした無償の金銭送金または無償の為替資産譲渡に関連した取引
 - 9) 自然人による相続権に基づく為替資産の保管、贈与、遺言または受領にかかわる取引
 - 10) 自然人が収集を目的として行う希少種類の紙幣および硬貨の取得と譲渡に関連した取引
 - 11) トルクメニスタン域外にいる従業員に対する出張費、交際費およびその他の経費の補てんにかか

わる取引

- 12) トルクメニスタン域外にある法人-居住者の支部、代表部の活動維持経費の補てんにかかわる取引
- 13) トルクメニスタン域外に置かれた法人-居住者の支部、代表部で働く自然人-居住者に対する給与およびその他の種類の金銭報酬の支払いにかかわる取引
- 14) トルクメニスタン域外にあるトルクメニスタンの外交代表部、領事館およびその他のトルクメニスタンの公式代表部ならびに国家間、政府間または国際組織に置かれたトルクメニスタン常駐代表部の活動維持経費の補てんにかかわる取引
- 15) トルクメニスタン域外にあるトルクメニスタンの外交代表部、領事館およびその他のトルクメニスタンの公式代表部ならびに国家間、政府間または国際組織に置かれたトルクメニスタン常駐代表部において公務で働く自然人-居住者に対する給与およびその他の種類の金銭報酬の支払いにかかわる取引
- 16) 居住者と「炭化水素資源に関する」トルクメニスタン法に基づく一次下請け人および二次下請け人である者の間の取引の遂行にかかわる取引
- 17) トルクメニスタンの税法令で定めるケースにおける、トルクメニスタンの国庫への税およびその他の義務的納付金の支払いにかかわる取引
- 18) 観光業務、ならびにトルクメニスタンの法令に基づく経済特区（自由企業活動経済区）、国定観光特区における活動にかかわる取引
- 19) トルクメニスタン国営商品・原料取引所での競売に外国通貨により出品される地元産製品（原料）を、民間の居住者が自身の商品、役務、サービスの販売によって得た外国通貨資金によって購入する取引。

(第15条には2014年3月1日付、2020年3月14日付トルクメニスタン法にしたがって変更が加えられた)

第16条 居住者と非居住者の間の為替取引

1. 居住者と非居住者の間の為替取引は、トルクメニスタン領土における資産の譲渡および役務の遂行（サービスの提供）にかかわるものを除き、トルクメニスタンの法令に従い、為替取引契約に基づき、双方の合意によって内国および（または）外国通貨建てで行う。
2. 居住者と非居住者の間の為替取引契約の締結に当たり、トルクメニスタンは外国為替法令によって支払通貨としての準備通貨の使用に関する要件を定めることができる。
3. トルクメニスタン領土における資産の譲渡および役務の遂行（サービスの提供）にかかわる居住者と非居住者の間の為替取引は、トルクメニスタンの外国為替法令、「炭化水素資源に関する」トルクメニスタン法、大統領令によって規定されている場合を除き、内国通貨のみで行われる。
居住者による非居住者のための資産の譲渡および役務の遂行（サービスの提供）にかかわる上記為替取引が現金によって行われないのであれば、双方の合意によって外国通貨で行ってもよい。
4. 居住者と非居住者の間の為替取引は、為替取引契約に基づく金額が自由に使用できる通貨の限度を超えない場合、本条第1～3項に掲げられたケースを除き、無制限に行うことができる。

5. 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える、居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引は、本法律の第8条に従って登録しなければならない。

登録しなければならない為替取引は次の通りである。

- 1) 居住者による非居住者への貿易信用供与
- 2) 非居住者によるトルクメニスタンへのおよび居住者によるトルクメニスタン域外への直接投資
- 3) 居住者による非居住者へのおよび非居住者による居住者への貸付、借款および銀行融資の供与
- 4) 信託を目的とした、トルクメニスタンにおける非居住者およびトルクメニスタン域外における居住者の資金の口座（預金）への誘致と運用

6. 本法律の第9条に従い、居住者は、為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える非居住者との資本取引にかかわる為替取引について公認金融機関に通知する義務がある。

以下の取得にかかわる取引は、通知する必要がある為替取引である。

- 1) 居住者の持分が10パーセントを越えないという条件で定款資本に参加するために出資分を預け入れることによる、有価証券、投資信託出資分、金融派生商品の取得
- 2) 外国国家における不動産所有権の取得
- 3) 排他的な知的財産権の取得

7. 本条第5項および第6項に従って行われる国有形態の法人-居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引はトルクメニスタン内閣決定に基づいて実施される。

8. 本条第5項および第6項に従って行われる非国有形態の法人-居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引は法人-居住者の決定に基づいて実施される。

9. 本条第12項で定めるしかるべき担保なしの居住者による非居住者への貿易信用供与は、為替取引契約に従って定められた期間に行われ、次のケースを含む。

1) 商品輸出の場合は商品がトルクメニスタンの関税領域境界を実際に横切った日から、役務（サービス）輸出の場合は役務（サービス）が実際に行われた日から、猶予された支払いが実際に入金した日までまたは非居住者が別の形で債務を実際に履行した日までの、居住者による非居住者への支払猶予の供与を条件とするもの。

2) 商品（役務、サービス）輸入の場合は居住者が非居住者へ現金資産を振り込んだ日から輸入商品がトルクメニスタンの関税領域境界を実際に横切った日まで、役務（サービス）の輸入の場合は役務（サービス）が実際に行われた日までまたは非居住者が別の形で債務を履行した日までの、居住者による非居住者への前払い（前渡金支払い）という形のもの。輸出（輸入）商品がトルクメニスタンの関税領域境界を実際に横切った日とは税関申告書に示された日付であり、役務（サービス）が実際に行われた日とは遂行済み役務（サービス）検収書（受入書）または引渡書に示されている日付である。しかるべき担保なしの居住者による非居住者への貿易信用供与は、トルクメニスタンの外国為替法令またはトルクメニスタン大統領令によってその期限が制限されることがある。

10. 非居住者の居住者に対する資金の返還またはその他の債務履行の期限が過ぎてしまった場合には、非居住者が発生した延滞債務を完全に弁済するまで、居住者と非居住者の間の一切の外国貿易取引は

為替管理機関および代理機関によって停止される。

11. 居住者と非居住者の間の輸出入取引にかかわる為替取引契約は、インコタームズに従って定義される基本的商品納入（出荷）条件を規定しておいてもよい。

12. 本条第9項に基づく居住者による非居住者への貿易信用供与を見込んでいない輸出入為替取引の場合には、双方の合意によって以下のものが相互決済における居住者の非居住者に対する債務履行の担保の目的を果たすことができる。

1) 居住者に供与された外国金融機関の銀行保証

2) 信用状支払人の負担で補償される取消不能信用状。ただし、指定銀行は公認銀行もしくは外国金融機関である。

3) 非居住者が居住者に振り出し、外国金融機関が保証した手形

4) 居住者に交付された保険証券または保険証明書であって、居住者が現金資産を入手できないリスクもしくは居住者に現金資産が返還されないリスクまたは居住者に商品が返還されないリスクもしくは納入されないリスクを含むあらゆる種類のリスクについて、居住者が受け取ることになっている資産の価値の110パーセント以上の価額を保証するもの。非居住者の居住者に対する債務履行の担保手段として認めることができる保険証券を発行する保険組織（保険業者）に対する要件はトルクメニスタン財務・経済省によって定められる。

5) トルクメニスタン域内において所有権に基づいて抵当権設定者-非居住者または物上保証人-非居住者に属するが、債務履行を保障するために担保権者-居住者に引き渡された流動資産担保

6) トルクメニスタンの法令によって規定されている、そのほかの非居住者の居住者に対する債務履行を担保するツール

外国金融機関が満たさなければならない基準は、トルクメニスタン中央銀行がこれを定める。

13. 輸出入為替取引を実施する際の相互決済条件は、トルクメニスタンの外国為替法令、商慣習および国際法の慣習に従って居住者と非居住者の間で作成される為替取引契約によって規定される。

14. 居住者は、内国通貨建てであれ、外国通貨建てであれ、非居住者との為替取引に基づいてトルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで手形、小切手およびその他の支払書類を振り出す権利がある。

15. 居住者と非居住者の間で締結された民法的性格の雇用契約に基づく給与およびその他の金銭報酬は、以下の場合を含み、内国通貨でも外国通貨でも支払うことができる。

1) 雇い主-居住者によって従業員-非居住者へ

2) 雇い主-非居住者によって従業員-居住者へ

16. 居住者と非居住者の間の有価証券取引の現金決済は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、

1) トルクメニスタンで発行された有価証券については、内国通貨で行う。

2) トルクメニスタン域外で発行された有価証券については、内国および（または）外国通貨建で行う。

17. 本条第1～第16項の効力は、公認金融機関-居住者と非居住者の間で行われる資本取引にかかわる為替取引には及ばない。

トルクメニスタン中央銀行は、本条で規定されている要件を公認金融機関の銀行業務に適用するに当たって特例を定める権利を有する。

18. 居住者と非居住者の間のそのほかの取引関係にかかわる為替取引は無制限に行うことができる。

(第16条には2014年3月1日付、2015年3月27日付、2018年6月9日付トルクメニスタン法にしたがって変更が加えられた)

第17条 トルクメニスタン領土における非居住者同士の為替取引

1. トルクメニスタン領土における非居住者同士の内国通貨建ての為替取引は、本法律が定める手続きで公認金融機関に開設された口座（預金）を介して行われる。

2. 非居住者は、トルクメニスタンの法令に従ってトルクメニスタン領土において発行された有価証券を取り扱う為替取引を自己同士で行う権利を有する。

3. 非居住者同士の外国通貨建ての為替取引は、次のような外国通貨の送金を含め、無制限に行うことができる。

1) 外国金融機関における非居住者の口座（預金）から公認金融機関における非居住者の口座（預金）へ

2) 公認金融機関における非居住者の口座（預金）から外国金融機関における非居住者の口座（預金）へ

3) 公認金融機関における非居住者の口座（預金）から公認金融機関における非居住者の口座（預金）へ

4. 為替規制機関がトルクメニスタン領土における非居住者同士の為替取引の実施に制限を加えることができるのは、非居住者が不当競争を行った場合ならびに、トルクメニスタンにおけるほかの経営主体の権利を制限し、トルクメニスタンの反独占法令に反する商品（役務、サービス）販売価格協定または市場分割協定を結んだ場合に限る。

第18条 為替資産のトルクメニスタンへの持ち込みおよびトルクメニスタンからの持ち出し

1. 為替資産のトルクメニスタンへの持ち込みおよびトルクメニスタンからの持ち出し手続きは、トルクメニスタンの外国為替法令によってこれを取り決める。

2. 為替資産のトルクメニスタンへの持ち込みおよびトルクメニスタンからの持ち出しの通関手続きは、トルクメニスタンの関税法令が定める手続きで行われる。

3. 自然人-居住者および自然人-非居住者による、内国および（または）外国通貨現金のトルクメニスタンへの持ち込み、ならびに、以前に国外から送金された、もしくは入国時に持ち込まれ申告された内国および（または）外国通貨現金のトルクメニスタンからの持ち出しは、本条第5項で定められた要件を順守する限り制限されない。

4. 自然人-居住者および自然人-非居住者による内国および（または）外国通貨現金のトルクメニスタンへの一回の持ち込みおよびトルクメニスタンからの一回の持ち出しは、金額が合計して公定為替レ

ートで自由に使用できる通貨の限度を超えなければ税関機関に申告する必要はない。当該自然人自身からの依頼によりこうした為替取引を税関機関に申告することができる。

5. 自然人-居住者および自然人-非居住者による内国および（または）外国通貨現金のトルクメニスタンへの一回の持ち込みおよび本項によって制限されるトルクメニスタンからの持ち出しは、金額が合計して自由に使用できる通貨の限度を超える場合には、持出しまたは持ち込みされる内国および（または）外国通貨現金の全額につき入国または出国するとき税関で税関申告書を提出することによって申告しなければならない。

トルクメニスタンの法令に別段の定めがない限り、以前に国外から送金されていない、または持ち込まれていないもしくは入国時に申告されていない内国および（または）外国通貨現金の自然人-居住者および自然人-非居住者による一回の持ち出しは、その合計額が自由に使用できる通貨の限度を超える場合には認められない。

税関検査の際に自然人-居住者および自然人-非居住者のもとに、申告されるべきであるのに申告されていない内国および（または）外国通貨現金が発見された場合、同人はトルクメニスタンの法令で定めるところにより責任を問われる。

6. 公認金融機関を除き、法人-居住者および法人-非居住者は、内国および外国通貨を現金でトルクメニスタンに持ち込むことおよびトルクメニスタンから持ち出すことを禁止される。

公認金融機関は、トルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで内国および（または）外国通貨を現金でトルクメニスタンに持ち込むことおよびトルクメニスタンから持ち出すことができる。

7. 額面価格が内国および（または）外国通貨建ての支払書類（小切手、手形、信用状など）および証券資産（株式、債券など）の形をした有価証券のトルクメニスタンへの持ち込みおよびトルクメニスタンからの持ち出しは、トルクメニスタンの法令に特段の定めがない限り、申告する必要がなく、無制限に行うことができる。

(第18条は2014年3月1日付トルクメニスタン法により改定)

第3章 為替レートおよび外国為替市場

第19条 為替レート

1. 為替レートは、外国通貨および額面価格が外国通貨建てのその他の金融商品とトルクメニスタンの通貨および外国通貨との両替取引を行う際に適用される。為替レートはトルクメニスタンの外国為替法令に従って決定される。

2. トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、トルクメニスタン外国為替市場を調整するために公定および市場為替レートが用いられる。

3. 公定為替レートは、市場為替レートの平均値に基づいて定められる。公定為替レートに基づいて、トルクメニスタンの法令によって定められた、納税、税関納付金およびその他の義務的納付金の支払いにかかわる取引を含むあらゆる種類の為替取引が行われる。

為替取引にかかわる記帳、財務諸表、統計報告書およびその他の報告書の作成は、公定為替レートを

用いて行われる。

4. 市場為替レートは、本法律の第20条第6項および第21条第4項に記された要件を考慮して、トルクメニスタン外国為替市場における需給に基づいて決定される。

外貨両替取引は市場為替レートに基づいて行われる。

5. 外国通貨建ての如何なる取引も、会計書類には額面価格で反映され、記帳する際には取引実施時点で効力を有した公定為替レートに基づいて内国通貨に換算される。内国通貨建ての口座（預金）ごとに勘定され計上される資金残高は、公定為替レートが変わるたびに、外国通貨建ての資金残高の額面価格は変更せずに再評価する必要がある。

6. トルクメニスタン中央銀行は、為替レートに関連するリスクを補償せず、為替取引または為替取引に関連した行為にかかわる如何なる補助金も供与しない。

第20条 居住者および非居住者の外貨両替取引

1. 居住者および非居住者は、公認金融機関およびその両替所を通じてのみ、トルクメニスタンで外国通貨の売買ができる。

2. 公認金融機関は、自己に与えられたライセンスおよび（または）トルクメニスタンの法令によって付与された権利に従って、居住者および非居住者のために次のことを行う。

1) 法人（その支部、代表部）ならびに法人の形を取らない事業主のためのトルクメニスタン通貨および外国通貨による現金以外の形をした外国通貨の売買

2) 自然人が事業活動を行う目的ではない、自然人のためのトルクメニスタン通貨および外国通貨による現金および現金以外の形をした外国通貨の売買、両替（交換）

3. トルクメニスタンの法令で規定されている場合を除き、自由に使用できる通貨の限度を超えない金額の外国通貨現金を外貨両替所を通じて売買、両替および（または）交換をするときに身元の確認を求める要件を定めることは許されない。

自然人本人の求めに応じて身元を確認する情報を外貨両替取引遂行確認文書に記載することができる。

4. 自由に使用できる通貨の限度を超える金額の外国通貨現金の外貨両替所を通じての売買、両替および（または）交換は、自然人の身元を確認してはじめて行われる。

5. 外貨両替取引実施規則はトルクメニスタン中央銀行およびトルクメニスタン大統領令によって定められる。

6. 外貨両替取引は、公認金融機関が、外国通貨の売りと買いの操作の間には為替差額（スプレッド）を導入することによってあるいは定められた規則に従って取引額から手数料を徴収することによって、有料ベースでこれを行う。

手数料を考慮に入れる場合を含め、外国通貨の売買相場の公定為替レートからの限界偏差は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、1パーセントを超えてはならない。

7. 公認金融機関は、資金調達源の如何を問わず、輸出を含め、製品と商品、農産物、食料および消費財の製造・生産、生産施設および福利厚生施設建設の分野で事業を実施している法人-居住者（その支

部、代表部)ならびに法人の形をとらない事業主-居住者に外国通貨売買の優先権を付与する義務がある。

(第20条は2014年3月1日付トルクメニスタン法により改定)

第21条 銀行間外国為替市場

1. 公認金融機関は、トルクメニスタンの外国為替法令に従って、トルクメニスタンの域内および域外において銀行間外国為替市場で自由に通貨を売買できる。
2. トルクメニスタン域内の銀行間外国為替市場は外国為替取引所市場および外国為替場外(店頭)市場から成り立っている。
3. 公認金融機関は、自己に交付されたライセンスに従ってまたはトルクメニスタンの法令によって付与された権利に基づいて、外国為替取引所(取引所市場)で直接であっても、コルレス銀行(場外市場)を介してであっても外国通貨を売買できる。
4. トルクメニスタン外国為替市場において外国通貨を売却および(または)購入する際、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、トルクメニスタン銀行間外国為替市場参加者が定める市場為替レートの限界偏差は、公定為替レートの0.5パーセントを超えてはならない。
5. 外国為替取引所は、そのメンバーに取引の場を提供し、取引を行うための条件を整え、トルクメニスタンの法令によって定められた手続きに従って取引を調整する。

外国為替取引所は、取引所オークションを組織して運営するが、自己の名において自己の負担で取引所取引を行うこと、取引所業務をとり行うことと直接の関係がない取引仲介活動を行うことはできない。

6. トルクメニスタンの外国為替法令で規定されている場合には、公認ディーラーに対して外国為替持高限度を適用する。

(第21条は2014年3月1日付トルクメニスタン法により改定)

第22条 通貨介入

1. 通貨介入は、トルクメニスタン中央銀行が実施する、トルクメニスタンの主な金融政策手段の一つである。

通貨介入は、安定的な為替レートを維持する目的で、ならびに内国通貨のレートと内国通貨の全体の需給に影響を及ぼす目的で行われる。

2. 通貨介入は、トルクメニスタン中央銀行がトルクメニスタン外国為替市場で外国通貨を売買することによって行われる。
3. 外国通貨の売却は、居住者による外貨売上金の一部の強制売却によって形成された資金、ならびにその他の自然人および法人から買い付ける外国通貨を原資にして行われる。

第4章 銀行サービス

第23条 公認金融機関における居住者および非居住者の為替取引口座（預金）

1. トルクメニスタン領土における居住者および非居住者は、トルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで公認金融機関に為替取引口座（預金）を開設する権利がある。
2. 公認金融機関による居住者および非居住者の為替取引口座（預金）のサービスは、トルクメニスタンの法令に特段の定めがない限り、契約に基づいて行われる。
3. 各法人-居住者（非居住者）、その支部、代表部ならびに法人の形をとらない各事業主-居住者（非居住者）につき、本業にサービスするための為替取引当座預金口座は一つの公認金融機関でのみ開設することができる。
4. 公認金融機関は、自然人-居住者（非居住者）に対して為替取引口座（預金）を無制限に開設することができる。自然人-居住者（非居住者）-為替取引口座（預金）所有者（名義人）は、自分で独自であっても、トルクメニスタンの法令に従って公認された者を介してであっても取引を遂行できる。

第24条 トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる支払いと送金

1. トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる金銭の支払いと送金は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、本法律の第25条に従って行われる為替取引を除いて、公認金融機関に開設された為替取引口座（預金）を通じて行われる。
2. トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる金銭の支払いと送金は、トルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで行われる。
3. 支払の種類と用途に応じて公認金融機関における為替取引口座（預金）を通じて行われる、トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる金銭の支払いと送金は、次の場合を除き、書類上の確認（identification）に付される。
 - 1) 公認金融機関が自己に交付されたライセンスに従って行う権利がある銀行業務および取引とみなされる、公認金融機関とその顧客の間の為替資産取扱業務
 - 2) 法人の一つの為替取引口座から同法人の別の為替取引口座に向けて行われる支払い、ならびに法人のトルクメニスタンにおけるその支部、代表部の事業の維持に関連した支払い
 - 3) 法人の形をとらない事業主の一つの為替取引口座から同事業主の別の為替取引口座に向けて行われる支払い
 - 4) トルクメニスタンにおける外交代表部、領事館ならびに国際組織の活動の維持に関連した支払い
 - 5) 自然人同士の支払いおよび送金
 - 6) 従業員-自然人に対する出張費および交際費の補てんにかかわる取引
 - 7) 自然人-居住者に対する給与およびその他の種類の報酬の支払いにかかわる取引
 - 8) 治療、訓練およびその他の慈善を目的とした無償の金銭支払いおよび送金または無償の為替資産譲渡
 - 9) トルクメニスタンの税法令によって定められている場合における、トルクメニスタンの国庫への税

およびその他の義務的納付金の支払いにかかわる業務

10) トルクメニスタンの外国為替法令によって定められているその他の支払いおよび送金

4. トルクメニスタン領土において行われる為替取引にかかわる居住者と非居住者の間のお互いに対する請求は、サービスを提供する公認金融機関が加わらずに審査される。銀行業務の遂行に関連した公認金融機関への請求は、居住者および非居住者によって自己の公認金融機関に送られる。

5. 居住者および非居住者は、必要があれば公認金融機関と合意した市場レートで両替操作を行うことによって、任意の外国通貨で自己の為替取引口座（預金）を介して決済を行うことができる。

6. 居住者または非居住者の為替取引口座のサービスを行っている公認金融機関を通じて口座所有者（名義人）に提示された、内国通貨建ての受諾不要取立依頼書は、公認金融機関によって、口座所有者（名義人）の口座にある外貨資金を同じく取立受諾を必要としない手続きで内国通貨で売却することによって遂行される。

7. 本条の条項は、公認金融機関同士の取引、ならびに公認金融機関と外国金融機関の取引にかかわる取引には適用されない。

(第24条は2014年3月1日付トルクメニスタン法により改定)

第25条 為替取引口座（預金）を利用しないで行われる、トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる現金資産の支払いおよび送金

1. 為替取引口座（預金）を利用しないで行われる、トルクメニスタン領土における居住者および非居住者の為替取引にかかわる現金資産の支払いおよび送金とは、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、次の通りである。

1) 公認金融機関に為替取引口座を開設せずに行われる、自由に使用できる通貨の限度を超えない自然人の支払いおよび現金送金

2) 公認金融機関の外貨両替所を介しての外貨現金の売買、両替および（または）交換に関連した、自然人の支払いおよび現金送金

3) 小切手、手形の振り出し（譲渡）による支払い

4) 治療、訓練およびその他の慈善を目的とした無償の為替資産譲渡

5) 自然人による相続権に基づく為替資産の保管、贈与、遺言または受領

6) 自然人が収集を目的として行う希少種類の紙幣および硬貨の取得と譲渡

7) 免税店における決済、ならびに国際輸送における輸送機関の運行途上での乗客向けの商品販売およびサービス提供の際の決済にかかわる取引

8) トルクメニスタンの法令が定める手続きによる従業員に対する給与およびその他の種類の金銭報酬の支払い

9) 従業員に対する出張費および交際費の補てん

10) 本法律が定める手続きで外国金融機関に開設された居住者の為替取引口座（預金）を通じて行われる支払いおよび現金送金

11) トルクメニスタンの外国為替法令によって定められているケースにおける、居住者の債務履行の内金としての、外国金融機関における非居住者の口座（預金）からの現金送金12)トルクメニスタンの税法令によって定められているケースにおける、トルクメニスタンの国庫への税およびその他の義務的納付金の支払いにかかわる取引

2. 登録、通知および（または）取引パスポートの正式作成が求められるトルクメニスタン領土における為替取引にかかわる支払いおよび現金送金は、本法律が定める手続きで公認金融機関に開設された口座（預金）を通じてのみ行われる。

第26条 非居住者の公認金融機関における内国通貨建ての口座（預金）

1. 非居住者は、トルクメニスタン領土において公認金融機関に内国通貨建ての口座（預金）を開設する権利がある。

トルクメニスタン領土における公認金融機関での非居住者の内国通貨建ての口座（預金）の開設と運用はトルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで行われる。

2. もし公認金融機関での非居住者の内国通貨建て口座（預金）の開設と運用の手続きがトルクメニスタン中央銀行によって定められなかった場合には、公認金融機関での居住者の内国通貨建て口座（預金）の開設と運用のために定められた手続きが適用される。

第27条 トルクメニスタン領土における非居住者による内国通貨建ての決済および送金

1. 非居住者は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、トルクメニスタン領土において無制限に内国通貨で決済および送金を行う権利がある。

2. トルクメニスタン領土における公認金融機関に設けられた内国通貨建ての非居住者の口座（預金）を通じての決済および送金は、トルクメニスタン中央銀行によって定められた手続きで行われる。

3. 登録、通知および（または）取引パスポートの正式作成が求められる内国通貨建ての資本取引にかかわる為替取引をトルクメニスタン領土において行う際には、決済および送金は、公認金融機関に開設された口座（預金）を通じてのみ、そのほか、外国金融機関が公認金融機関に内国通貨建ての корреспондент口座を持っているときには、外国金融機関に開設された口座（預金）を通じて、非居住者によって行われる。

4. 非居住者は、トルクメニスタン領土において、外国金融機関にある自己の口座（預金）から公認金融機関にある自己の口座（預金）へ、ならびに公認金融機関にある自己の口座（預金）から外国金融機関にある自己の口座（預金）へ、無制限に内国通貨を振り込む権利がある。

第28条 外国金融機関における居住者の口座（預金）

1. 居住者は、為替取引を行う際に、外国金融機関に開設された口座（預金）を通じて、本法律に従ってこの口座（預金）に預け入れた内国通貨建ておよび外国通貨建ての資金を原資に、決済を行うことができる。

2. トルクメニスタン域外にあるトルクメニスタンの外交代表部、領事館およびその他のトルクメニスタンの公式代表部ならびに政府間、国家間または国際組織に置かれたトルクメニスタン常駐代表部の場合、外国金融機関における口座（預金）の開設は、トルクメニスタン閣僚会議との合意によって行われる。

(第28条第2項は、2013年8月29日付トルクメニスタン法により改定)

3. 外国金融機関における居住者の口座（預金）は以下に関連した為替取引を行う場合であれば開設することができる。

- 1) 居住者の国外の支部、代表部の維持の場合には、それらが活動する期間中
- 2) 乗客と貨物の輸送、乗客と貨物のトランジット輸送に関連した、国際運送、輸送および用船（チャーター）の各サービス提供にかかわる、ならびにこれらの乗客と貨物にかかる保険契約にかかわる営業費の支出の場合には、これらのサービスが行われている期間中
- 3) 居住者が各種目的の施設を外国国家の領土において建設する際の現地経費の支払いの場合には、これらの施設の建設期間中
- 4) 展示会を含め、居住者がトルクメニスタン域外においてスポーツ、文化およびその他の催しを実施するために資金を供給する場合には、これらの催しの実施期間中
- 5) 居住者のトルクメニスタン域外における滞在に伴う出張費および交際費の補てんの場合には、この居住者の出張中
- 6) 居住者が、自己が参加することになっている法人-非居住者の定款資本への払込みのために、外国政府の法令が定めるところにより資金を預け入れる場合には、この法人-非居住者が登記されている期間中
- 7) 居住者が非居住者から調達した貸付、借款および銀行融資にかかわる債務を履行するために資金を預け入れる場合は、これらの負債が存在する期間中
- 8) トルクメニスタンの法令によって定められているその他の取引

居住者は、本項に掲げられた為替取引を本法律の第29条第3および第4項に従ってこれらの口座（預金）に預け入れた資金を原資にして行う権利がある。

4. 本条第2項に掲げられていない国有形態の法人-居住者（その支部、代表部）による外国金融機関における口座の開設（閉鎖）はトルクメニスタン内閣決定に基づいて行われる。非国有形態の法人-居住者（その支部、代表部）による外国金融機関における口座の開設（閉鎖）はその法人-居住者の所有者の決定に基づいて行われる。

5. 法人-居住者（その支部、代表部）による外国金融機関における口座の開設は、本法律の第8条に規定された要件に従って登録しなければならない。

法人-居住者（その支部、代表部）が登録せずに外国金融機関に開設した口座を利用することは許されない。

登録要件に反して開設された口座は、口座の所有者（名義人）が口座に残った資金を自主的にあるいは為替管理機関の命令に従って本国に送還した後に閉鎖される。なお、為替管理機関のこの命令で、本法律の第36条第2項副項目「f」に規定された罰金の賦課を決めることができる。

6. 法人の形をとらない事業主-居住者は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、外国金融機関において口座を開設することが許される。
7. トルクメニスタンに帰国した後、法人の形をとらない事業主-居住者は、本法律の第9条に従って、外国金融機関に口座を開設したことを自己のサービスを行っている公認金融機関に通知する義務がある。
口座に関する通知は、もし法人の形をとらない事業主-居住者によって公認金融機関における自己の口座から外国金融機関における自己の口座へまたは外国金融機関における自己の口座から公認金融機関における自己の口座へ支払いおよび現金資産の送金が行われれば、提出されたものとみなされる。
8. (法人の形をとらない事業主-居住者を除く) 自然人-居住者は、外国金融機関において無制限に口座(預金)を開設することが許される。
9. 法人-居住者および法人の形をとらない事業主-居住者は、トルクメニスタンの税法令によって定められている場合および定められた期間内に、外国金融機関における口座の開設(閉鎖)について税務登録地の税務当局に書面で通知する義務がある。
10. 本条の条項は、トルクメニスタンの法令に従って外国金融機関において口座を開設する公認金融機関および外国為替取引所には適用されない。

第29条 トルクメニスタン域外における居住者による支払いおよび現金資産の送金

1. 居住者は、トルクメニスタンの外国為替法令に特段の定めがない限り、トルクメニスタン域外で外国金融機関に開設された口座(預金)を通じて為替取引にかかわる支払いおよび現金資産の送金を無制限に行う権利がある。
2. トルクメニスタン域外のトルクメニスタンの外交代表部、領事館およびその他のトルクメニスタンの公式代表部ならびに国家間、政府間または国際組織に置かれたトルクメニスタン常駐代表部の活動維持に関連した経費の資金手当ては、トルクメニスタン内閣が定めた手続きで行われる。
3. 居住者は、本法律の第28条第3項に掲げられた為替取引を行うために、公認金融機関にある自己の口座(預金)から外国金融機関に開設された自己の口座(預金)に現金資産を送金する権利がある。
法人-居住者による公認金融機関にある自己の口座から外国金融機関に開設された自己の口座への支払いおよび資金の送金は、本法律に従って外国金融機関に口座を開設するときに求められる登録をした後に行うことができる。
4. 外国金融機関における法人-居住者および法人の形をとらない事業主-居住者の口座には、(商品(役務、サービス)の小売りおよび卸売りの売り上げを含む)非居住者との取引で得た収入を預け入れることが許される。ただし、この取引にかかわる為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超えず、本法律によって登録、通知、取引パスポートの正式作成に関する要件が規定されない場合に限る。
5. 法人-居住者および法人の形をとらない事業主-居住者は、外国金融機関に開設された自己の口座に本法律に従って預け入れられる資金を使って無制限に為替取引を行う権利を有する。ただし、本法律によって規定されているケースを除き、これらの取引がトルクメニスタン領土における資産の譲渡お

よびサービスの提供に関連したものであってはならない。

外国金融機関に開設された法人-居住者および法人の形をとらない事業主-居住者の口座を使って、本法律によって登録、通知、取引パスポートの正式作成に関する要件が規定されている、為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える居住者と非居住者の間の資本取引にかかわる為替取引を行うことは、許されない。

6. 外国金融機関に開設された居住者の口座（預金）に本条第3および第4項に従って預け入れられた現金資産は、本法律の第28条第3項に掲げられた為替取引に使用し（使用するかまたは）、非居住者との取引にかかわる支出を補償した後、トルクメニスタンに送還する必要がある。

7. 外国金融機関に開設された法人-居住者および法人の形をとらない事業主-居住者の口座に残った現金資産については、本法律の第28条第3項に掲げられた為替取引の実施期間満了後10銀行営業日以内に収入が支出を超える金額をトルクメニスタンに送還しなければならない。

第III編 為替管理

第5章 通貨管理機関・代理機関、通貨管理機関・代理機関の権利と義務

第30条 通貨管理機関・代理機関

1. トルクメニスタンにおける為替管理はトルクメニスタン内閣および為替管理機関・代理機関がこれを行う。
2. トルクメニスタンにおける為替管理機関は、トルクメニスタン中央銀行ならびにトルクメニスタンの法令によって定められている権限の範囲内においてトルクメニスタン内閣によって権限を付与された中央行政機関である。
3. トルクメニスタンにおける為替管理代理機関は次の通りである。
 - 1) 公認金融機関
 - 2) 証券取引所、外国為替取引所および商品取引所とそれらの取引参加者
 - 3) 国家登記簿保有機関ならびに国家登記機関
 - 4) トルクメニスタン税関事務機関
 - 5) トルクメニスタン税務機関
 - 6) トルクメニスタンの法令に従って為替管理を行う権限を付与されたその他の機関
4. トルクメニスタン中央銀行は、金融機関ならびに外国為替取引所が行う為替取引を管理する。

(第30条には2017年11月4日付トルクメニスタン法にしたがって変更が加えられた)

第31条 為替管理機関命令

1. 為替管理機関は、トルクメニスタンの外国為替法令によって規定されている場合には為替管理の問題に関する命令を出す権利がある。
2. 為替管理機関命令は、為替取引規制問題に抵触する条項を含んではならない。

第32条 為替管理機関・代理機関の権利

1. 為替管理機関・代理機関は、自己の権限の範囲内でおよびトルクメニスタンの法令に従って次の権利を有する。
 - 1) 居住者および非居住者がトルクメニスタンの外国為替法令を順守しているかについて検査を行うこと
 - 2) 居住者および非居住者の為替取引にかかわる帳簿記載および報告の過不足および信憑性を検査すること
 - 3) 為替取引の実施、口座（預金）の開設と運用に関する書類と情報の提出を求めて受け取ること。
2. 為替管理機関は、自己の権限の範囲内でおよびトルクメニスタンの法令に従って次の権利を有する。
 - 1) 明るみに出たトルクメニスタンの外国為替法令に対する違反の是正命令を出すこと
 - 2) トルクメニスタン外国為替法令違反に対してトルクメニスタンの法令で定めるところにより金融制裁および罰金を課すこと
 - 3) 為替管理代理機関に対して、適切な為替管理の遂行のために必須となる同機関が果たすべき任務を与えること
 - 4) 為替取引報告書提出手続きおよびトルクメニスタン外国為替法令順守問題に関する検査の実施手続きを定めること
3. 為替管理代理機関は、為替管理を行う際に自己の権限の範囲内で居住者および非居住者に対して為替取引の実施、口座（預金）の開設と運用にかかわる次の書類またはそれらの写しの提出を求め受け取る権利を有する。
 - 1) 身元を証明するパスポートまたはその他の身分証明書
 - 2) 法人の形をとらない事業主としての自然人の登記証明書
 - 3) 法人国家登記証明書、国家統一法人登記簿謄本、定款、会社設立契約書、設立者総会議事録およびその他の法人の文書
 - 4) 税務機関における税務登録に関する文書
 - 5) 非居住者の居住地（登録地）の国家機関によって正式に作成され交付される、為替取引を行い口座（預金）を開設する非居住者の権利を証明する文書。ただし非居住者がこのような文書を受け取ることが外国国家の法令で規定されている場合。
 - 6) ライセンスならびに登録証または通知書の写し。ただし、本法律によって定められている場合。
 - 7) 為替取引契約
 - 8) 金融機関によって交付された、為替取引を行ったことを証明する、口座（預金）にかかわる証明書および証券
 - 9) 取引パスポート。ただし、取引にかかわる債務を履行したことを証明する書類を含む。
 - 10) 貨物税関申告書ならびに為替資産のトルクメニスタンへの持ち込みまたはトルクメニスタンからの持ち出しを証明する税関申告書
 - 11) 財産権および非財産権を証明する文書
 - 12) 為替取引の実施、口座（預金）の開設と運用にかかわるその他の書類

4. トルクメニスタンが締結した条約に特段の定めがない限り、外国国家の国家機関が提出した文書は所定の手続きで認証されなければならない。

外国語の書類は、必要があれば、トルクメニスタンの公用語による正式の翻訳と共に提出される。

5. 為替管理代理機関は、居住者および非居住者が自己に提出する書類の信ぴょう性に責任を負わない。

為替管理代理機関は、必要があれば、これらの書類の原本の提出を正式に求め、原本を提出済みの写しと照合する権利がある。

居住者および非居住者は場合によっては、為替管理代理機関との合意により、トルクメニスタンの法令によって定められた手続きに従って真正であることが証明された、文書の謄本を提出することができる。

6. 為替管理代理機関は居住者および非居住者に対して、次の場合、居住者と非居住者が参加して行われる為替取引の実施を拒絶する権利を有する。

- 1) 提出された書類には為替取引の実施に必要な書類の一部が欠落している。
- 2) 提出された書類がトルクメニスタンの外国為替法令の要件に適合しない。
- 3) 提出された書類に不確かな情報が含まれていることが明らかになった。

(第32条には2017年11月4日付トルクメニスタン法にしたがって変更が加えられた)

第33条 為替管理機関・代理機関の義務

1. 為替管理機関・代理機関は、自己の権限の範囲内で、トルクメニスタンで居住者および非居住者が行う為替取引を監督する義務がある。

2. 為替管理機関・代理機関は、トルクメニスタンの法令で定められた期間に、本法律に従って求められる登録と取引パスポートの正式作成に関する居住者の申請書を審査する義務がある。

3. 為替管理代理機関は次の義務がある。

- 1) 居住者および非居住者がトルクメニスタンの外国為替法令を順守しているかどうかを監督する。
- 2) 為替取引にかかわる帳簿記載および報告の過不足および信憑性を監督する。
- 3) 自己が知り得た居住者および非居住者が犯したトルクメニスタン法令違反の事実を為替管理機関に報告する。
- 4) 為替管理機関に所定の手続きで為替取引に関する情報を提供する。
- 5) 居住者が内国および外国通貨の本国送還の要件を履行しているかどうかを監督する。

4. 為替管理機関・代理機関は、トルクメニスタンの法令に従って自己の権限を行使する際に知り得た商業機密、銀行機密およびその他の機密である情報を他に漏らさない義務を有する。

第6章 居住者および非居住者の権利と義務

第34条 居住者および非居住者の権利

トルクメニスタンで為替取引を行う居住者および非居住者は次の権利を持つ。

- 1) 為替管理機関および代理機関が行った検査の報告書の内容を知ること

- 2) 為替管理機関および（または）代理機関が行った検査の報告書に記された事実について書面で異議を申し立てること
- 3) トルクメニスタンの法令によって定められた手続きに従って為替管理機関・代理機関の行為（不行為）について不服を申し立てること
- 4) トルクメニスタンの法令で定めるところによりその他の権利を行使すること

第35条 居住者および非居住者の義務

トルクメニスタンで為替取引を行う居住者および非居住者は次の義務を有する。

- 1) 為替管理機関・代理機関に本法律で規定された書類および情報を提出・提供する。
- 2) 自己が行った為替取引について所定の手続きで帳簿記載および報告を行う。
- 3) それぞれの為替取引を行った日から5年間以上書類と情報を確実に保管する。
- 4) 検査実施過程で明るみに出た法令違反に対する為替管理機関の是正命令に従う。

第IV編 雑則

第36条 本法律の違反に対する責任

1. 本法律に違反した場合には、トルクメニスタンの法令で定めるところにより責任を負うことになる。
2. 居住者が本法律の条項に違反した場合、為替管理機関によって居住者に次の形で金融制裁および罰金を課される。
 - 1) 次の金額の100パーセントの大きさの一回限りの金融制裁
 - a) 本法律の第15条に従って行われる居住者同士の外国通貨建て為替取引を除く、居住者同士で行われた外国通貨建て為替取引。ただし、金融制裁は居住者-外国通貨受取人に適用される。
 - b) 本法律の第16条に規定されたトルクメニスタン領土における居住者と非居住者の間の外国通貨建て為替取引を除き、トルクメニスタン領土における居住者と非居住者の間で行われた外国通貨建て為替取引
 - 2) 暦日一日当たり次の金額の0.1パーセントの大きさに加算される罰金
 - a) 商品（役務、サービス）の輸出で居住者が受け取ることになっているにもかかわらず、非居住者との外国貿易取引条件で予定されている期間に入金しなかった内国および外国通貨
 - b) 輸入の代金として居住者が前もって送金したものの、非居住者が義務を履行しなかったために返還されるはずであったが、非居住者との外国貿易取引条件で予定されている期間に返還されなかった内国および外国通貨
 - c) 外国銀行に開設された居住者の口座（預金）における現金資産の残額であって、為替取引実施期間満了後10銀行営業日以内にトルクメニスタンに送還されなかったもの
 - d) 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える資本取引にかかわる為替取引に基づく、居

住者に対して期限内に弁済されなかった非居住者の債務。ただし、貿易活動との関連で、本法律の第16条第12項で定める担保なしに、居住者から供与され、期間がトルクメニスタンの外国為替法令によって定められた期限を越える貿易信用にかかわる非居住者の債務を含む。

- e) 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超え、登録することになっているが実際にはしかるべき登録をしないで行われた資本取引にかかわる為替取引に基づく、居住者に対する非居住者の債務
- f) 登録した後に開設されることになっているにもかかわらず実際には登録せずに開設された、外国金融機関における法人-居住者（その支部、代表部）の口座に入金があった資金
- g) 為替取引契約額が自由に使用できる通貨の限度を超える資本取引にかかわる為替取引であって、実施したときには通知をしなければならないにもかかわらず為替取引開始日から10銀行営業日が経過したものの実際には通知が發送されなかった為替取引にかかわる、居住者に対する非居住者の債務
- h) 法人の形をとらない事業主-居住者の外国金融機関における、開設が通知されるべき口座に入金された資金。ただし、この資金に関して為替取引開始日から10銀行営業日が経過したものの実際には通知が發送されなかった場合。
- i) 本法律の第12条に従って行われたが時期を失した外貨売上金からの居住者による繰り入れ（控除）。すなわち、居住者の為替取引当座預金口座に外貨売上金の入金があった日から5銀行営業日が経過してしまった場合。
- j) 本法律の第13条に従って強制売却に付されるべきところ居住者によって時期を失して売却された外貨売上金の一部。すなわち、居住者の為替取引当座預金口座に外貨売上金の入金があった日から5銀行営業日が経過してしまった場合。

3. 居住者の罰金支払い義務は違反が発生した日から始まり、明らかになった違反が完全に是正される時点までまたは加算された罰金が明らかになった違反の金額の100パーセントに到達するまで続く。

4. 次の場合、本条第2項に掲げられた居住者に対する金融制裁および罰金の適用は許されない。

- 1) 金融制裁・罰金を引き起こすこととなった状況が為替管理機関・代理機関の違法行為（不幸意）と関連している。
- 2) 当該の状況が不可抗力の結果であった。
- 3) 出訴期間が裁判所への提訴によって中断された、またはトルクメニスタンの法令に従い実際の状況に応じて停止された。
- 4) トルクメニスタンの法令で定めるところにより別の根拠がある。

本法律に従って金融制裁および罰金が適用されても不適用になっても、居住者は明らかになった違反を是正する義務を免れるものではない。

5. 為替管理機関によって適用された金融制裁および罰金は、トルクメニスタンの法令に従って為替管理代理機関によって徴収され、これについて争う余地はない。

金融制裁および罰金は、違反が明らかになった年からさかのぼって過去5年以内に犯されたトルクメニスタン外国為替法令違反に対して課することができる。

6. 金融制裁および罰金を加算した合計金額は、公定為替レートに基づいて内国通貨でトルクメニスタ

ンの国庫に振り込まなければならない。

7. 本条は2012年1月1日から発効する。

第37条 紛争の解決

対外経済関係において為替規制および為替管理の問題で発生する紛争は裁判で解決される。

第38条 本法律の発効

1. 本法律は、2012年1月1日に発効する本法律の第36条を除き、本法律の公布日に発効する。
2. トルクメニスタンの規範的法令は、本法律が発効した日から3カ月以内に本法律と適合するようにする必要がある。
3. 1993年10月8日付「為替規制に関する」トルクメニスタン法（トルクメニスタン国会報知、1993年、9～10号、88ページ）およびこれに改正と増補を加える事後のすべての法律あるいは法律の一部は失効したものと認める。

トルクメニスタン大統領

グルバングルイ・ベルディムハメドフ

アシガバード市、

2011年10月1日

No.230-IV

トルクメニスタンの公用語からの翻訳